

③土地利用の再編等を速やかに
実現できる仕組み等

「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	法 務 省
節	(1) 災害に強い地域づくり	
項	③土地利用の再編等を速やかに実現できる仕組み等	作成年月
目	(iv)	平成 23 年 11 月
これまでの取組み		
<p>① 津波等で土地の境界が不明となった地域における土地の境界の復元及び土地が不規則に移動した地域における登記所備付地図の修正を実施するため、当該作業を実施すべき地域を特定するための実態調査を宮城、福島及び岩手の各県において実施している。</p> <p>② 震災により倒壊等した建物について、職権による滅失登記を行うために必要な調査を実施している。</p> <p>③ 宮城、福島及び岩手の各県において、登記特設相談所を開設している。</p>		
当面(今年度中)の取組み		
<p>① 実態調査の結果に基づき、土地の境界の復元及び登記所備付地図の修正を早急に実施すべき地域において、作業を開始する。</p> <p>② 震災により倒壊等した建物について、職権による滅失登記を行うために必要な調査を完了させる。</p> <p>③ 宮城、福島及び岩手の各県において、登記特設相談所の開設を継続する。</p>		
中・長期的(3年程度)取組み		
<p>① 実態調査の結果に基づき、土地の境界の復元及び登記所備付地図の修正が必要な地域において、作業を実施する。</p> <p>③ 宮城、福島及び岩手の各県において、登記特設相談所の開設を継続する。</p> <p>④ 復興における建物の新築に伴い、申請された登記の処理を行う。</p>		
期待される効果・達成すべき目標		
<p>① 本事業により土地の境界を明確化することや、土地が不規則に移動した地域において、登記所備付地図を修正することにより、復旧・復興のために必要な道路の整備、住宅建設等のまちづくり事業を円滑に実施することができる。逆に、本事業が実施されないと、土地の境界が不明なままとなり、土地の取引等もできないため、復旧・復興事業に支障が生じることとなる。現在、実態調査を実施中であるため、具体的な数値目標</p>		

を示すことはできないが、土地の境界の復元及び登記所備付地図の修正が必要な地域が120平方キロメートル程度であれば、向こう3年間で作業を完了させることとしている。

- ② 建物の滅失登記を迅速に行うことで、不動産に関する権利関係の整理が促進され、復興事業に有用なほか、被災者にとって新たな建物の建築・取得に有用であることから、平成23年度末までの完了を目指す。
- ③ 復興事業の本格化に伴い、土地の取引、建物の建築が急増し、それに伴う登記の申請も増加が見込まれることから、登記特設相談を継続することは、復興に資することとなる。相談に関する具体的な数値目標を示すことはできないが、ニーズに対して的確に対応することとしている。
- ④ 今後の復興において増加が見込まれる建物の新築に伴う登記の申請について、登記の処理を適切に行うことは、復興に資することとなる。登記の事務処理に関する具体的な数値目標を示すことはできないが、申請に対して的確に対応することを目指す。

「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	文部科学省
節	(1)災害に強い地域づくり	
項	③土地利用の再編等を速やかに実現できる仕組み等	作成年月
目	(i)津波による被害等からの復興のため、一体となった土地利用再編が必要な地域において、土地利用の調整を迅速に行うため、都市計画法、農業振興地域整備法、森林法等に係る各種手続を、一つの計画の下で、ワンストップで処理する特例措置を検討する。また、同様の趣旨から、地域における文化財の役割に留意しつつ、文化財保護法の弾力的運用についても検討する。	平成 23 年 11 月
これまでの取組み		
<ul style="list-style-type: none"> ○ 東日本大震災に伴う災害復旧事業で該当県市内の史跡名勝天然記念物の指定に係る土地で行われるものについては、文化庁長官の許可を要しない「非常災害のために必要な応急措置を執る場合」に当たるとし、その対象となる災害復旧事業の範囲について、文化庁から関係都道府県教育委員会に通知(平成 23 年 3 月 25 日付)。 ○ 文化庁長官から宮城県知事に対し、宮城県において、復興と特別名勝松島の保存管理の在り方に関する検討会の開催についての提案(平成 23 年 4 月 28 日:特別名勝松島視察)。 ○ 宮城県において、「震災復興に伴う特別名勝松島の保存管理の在り方に関する検討会」を開催(平成 23 年 6 月 21 日:第1回開催、文化庁はオブザーバー参加、林政務官が出席)。 ○ 上記第2回検討会において、保存管理の在り方に関する基本方針の中間報告が取りまとめられた。 		
当面(今年度中)の取組み		
○ 年度内に、「震災復興に伴う特別名勝松島の保存管理の在り方に関する検討会」の最終報告が取りまとめられる予定。		
中・長期的(3年程度)取組み		
○ 「震災復興に伴う特別名勝松島の保存管理の在り方に関する検討会」の最終報告に基づいて、保存管理を踏まえた復興まちづくりへの支援を図る。		
期待される効果・達成すべき目標		
○ 史跡名勝天然記念物などの国指定等文化財の適切な修復を図るとともに、そ		

の文化財的な価値を踏まえつつ、住民生活の速やかな復旧・復興に資する。

「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	農林水産省
節	(1) 災害に強い地域づくり	国土交通省
項	③ 土地利用の再編等を速やかに実現できる仕組み等	作成年月
目	(i)～(v)	平成23年11月
これまでの取組み		
<p>・岩手・宮城・福島県での現地説明会(7月)等において、「津波被災地における民間復興活動の円滑な誘導・促進のための土地利用調整のガイドライン」を周知徹底。</p> <p>・土地利用再編を速やかに実現するため、東日本大震災復興特別区域法案(10月28日閣議決定。以下「特区法」という。)において、「復興整備計画制度」を創設。</p> <p>＜復興整備計画制度の概要＞</p> <p>協議会(市町村・県等で構成)における協議等を経て、市町村が作成(県との共同作成も可)した復興整備計画に基づく復興整備事業の実施に当たり、以下の特例措置を講じる。</p> <p>① 事業の実施に必要な許可の基準の緩和(市街化調整区域に係る開発許可の立地基準、農地転用許可基準)</p> <p>② 許可・ゾーニング・事業計画に係る手続をワンストップで処理</p> <p>③ 復興一体事業(住宅地と農地等の一体的な整備のための事業)の創設</p> <p>④ 復興整備事業の実施の円滑化のための措置 等</p>		
当面(今年度中)の取組み		
<p>・特区法成立後、施行日(公布日から起算して2月を超えない範囲内において政令で定める日)までの間に政省令等を整備。</p> <p>・被災地域へ制度の周知徹底を図るとともに、各市町村による復興整備計画の策定を支援。</p>		
中・長期的(3年程度)取組み		
<p>・復興整備計画に基づく復興整備事業の実施を支援。</p>		
期待される効果・達成すべき目標		
<p>・復興整備計画の早期策定と復興整備事業の円滑かつ迅速な実施を通じて、災害に強い地域づくりを実現。</p>		

「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	国土交通省
節	(1)災害に強い地域づくり	
項	③土地利用の再編等を速やかに実現できる仕組み等	作成年月
目	(iv)	平成23年11月
これまでの取組み		
<p>・地図作成や測量の基礎とするために地球上の位置を測定した点(「基準点」)を通常設置するが、速やかな復旧・復興を図るために通常の基準点よりも密に「補助基準点」を被災地で設置する。岩手県陸前高田市と大船渡市では補助基準点を設置済みであり、宮城県名取市と岩沼市では設置中である。この4市以外では、補助基準点の効率的な設置のために、自治体による補助基準点の設置要望を踏まえ、被災地における既存の基準点の状況を調査済みである。</p> <p>・また、被災地における土地境界の明確化を推進するため、道路等の官有地と民有地との間の境界情報を国が整備(「官民境界基本調査」)するほか、自治体による地籍調査の実施中等に地震により測量の成果がずれて利用できなくなっている地域では、自治体による再測量等(「地籍再調査等」)が必要であり、それに伴う費用の一部を負担することとしている。これらの取組が必要な地域について自治体の要望を調査した。</p>		
当面(今年度中)の取組み		
<p>・被災地における速やかな復旧・復興を図るために補助基準点を設置するほか、土地境界の明確化を推進するため、官民境界基本調査を実施するとともに、自治体による地籍再調査等に伴う費用の一部を負担する。</p>		
中・長期的(3年程度)取組み		
<p>・被災地における速やかな復旧・復興を図るために補助基準点を設置するほか、土地境界の明確化を推進するため、官民境界基本調査を実施するとともに、自治体による地籍再調査等に伴う費用の一部を負担することとしており、復興の進捗に合わせてこれらを着実にを行う。</p>		
期待される効果・達成すべき目標		

【期待される効果】

- ・被災地に補助基準点を設置し、迅速な復旧・復興に貢献する。また、地籍調査の実施済み地域で、この補助基準点等を活用し、地震によってずれが生じた登記所備付地図を簡便に修正する。
- ・地籍調査の未実施地域で、地域の骨格となる官民境界の調査を実施し、後続の地籍調査や復旧・復興事業の迅速な実施が可能となる。さらに、震災発生時に地籍調査を実施中又は実施済みの地域において、自治体による地籍再調査等を促進し、迅速な復旧・復興に貢献する。

【達成すべき目標】

- ・平成 23 年度補正予算により、震災前に地籍調査実施中であった地域等約 200 km²において、地殻変動により現在使用できなくなっている基準点等の機能を回復するための検証測量や再測量等を実施する。

「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	国土交通省
節	(1)災害に強い地域づくり	
項	③土地利用の再編等を速やかに実現できる仕組み等	作成年月
目	(v)	平成23年11月
これまでの取組み		
<p>・被災3県・政令市(岩手県、宮城県、福島県及び仙台市)の土地対策担当部署に限り、登記異動情報及び土地の取引価格等に関する情報を毎月提供。</p>		
当面(今年度中)の取組み		
<p>・引き続き、登記異動情報及び土地の取引価格等に関する情報を毎月提供予定。</p>		
中・長期的(3年程度)取組み		
<p>・今後、復興に伴う投機的な土地取引等が行われる可能性も否定できないため、当分の間、登記異動情報及び土地の取引価格等に関する情報を提供していく予定。</p>		
期待される効果・達成すべき目標		
<p>・登記異動情報及び土地の取引価格等に関する情報を被災3県・政令市に提供することにより、復興に伴う投機的な土地取引等を防止するための当該地方公共団体による土地取引の監視に資する。</p>		